

(書 式 6 - 2 - 1)

遺言執行者就任通知書

通知書

本 籍 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 地

最 後 の 住 所 ○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号

遺 言 者 亡 ○ ○ ○ ○

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 死 亡

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日 付 自 筆 証 書 遺 言 に
よ る 上 記 遺 言 者 の 指 定 に 基 づ き 、 同 人 の 遺 言
執 行 者 と し て 就 職 す る こ と を 承 諾 し ま す 。

平 成 ○ ○ 年 ○ ○ 月 ○ ○ 日

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号

○ ○ ○ ○

○ ○ 県 ○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 番 ○ 号

遺 言 者 亡 ○ ○ ○ ○ 相 続 人

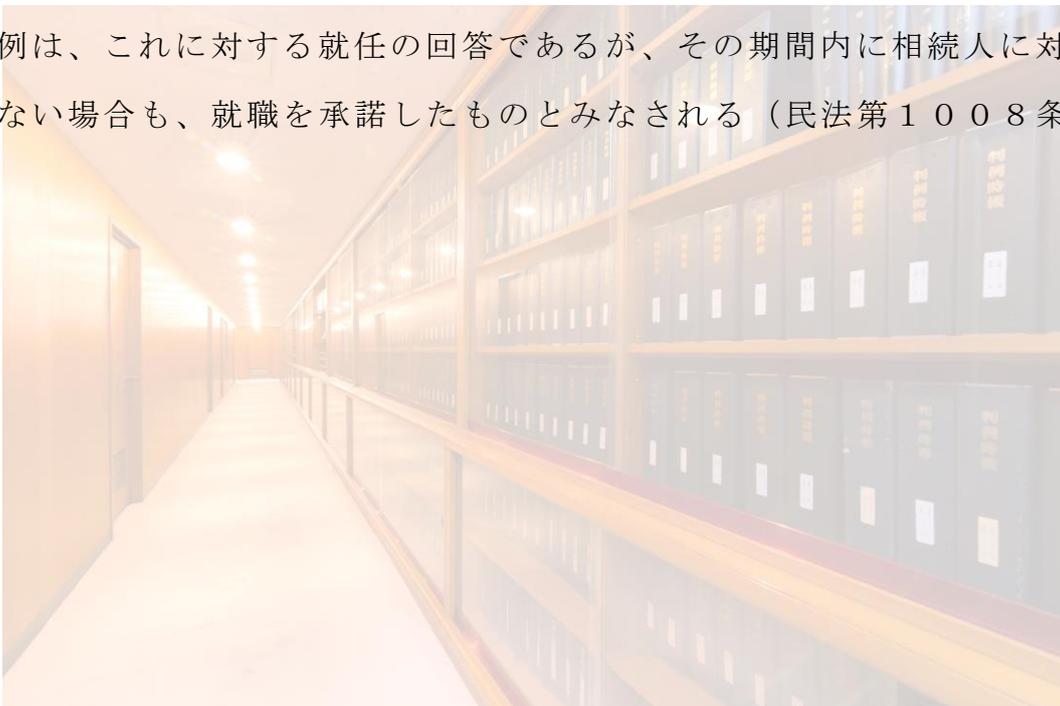
○ ○ ○ ○ 殿

解 説

(遺言執行者就任通知書)

遺言で遺言執行者に指定された者は、相続人その他の利害関係人から、相当の期間を定めて、就任の諾否の回答を求められた場合、その期間内に就職を承諾するかどうかの回答を求めることができる。

文例は、これに対する就任の回答であるが、その期間内に相続人に対して回答しない場合も、就職を承諾したものとみなされる（民法第1008条）。



* 遺言執行の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/will-serve/196/>を
ご覧下さい。弁護士法人朝日中央綜合法律事務所